

令和2年4月1日

みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間延長について

本県の中小企業金融行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対する支援策として令和2年3月31日までとされていた「東日本大震災復興緊急保証」及び「災害関係保証」の適用期間を令和3年3月31日まで延長する政令が公布・施行されました。

これを受け県では「みやぎ中小企業復興特別資金」及び「災害復旧対策資金(一般枠)」の取扱期間を令和3年3月31日まで延長することとしましたので、当該資金の取扱いについて御承知願います。

記

- 1 資金名 (1)みやぎ中小企業復興特別資金
(2)災害復旧対策資金(一般枠)
- 2 取扱期間 令和3年3月31日まで
- 3 その他 東日本大震災被災中小企業者対策資金利子補給の新規融資分の受付についても期間を延長します。

(参考)

経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319006/202003190006.html>

内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/pdf/tokureienchou.pdf>

商工金融課 商工金融班
TEL022-211-2744 FAX022-211-2749